

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年鹿屋市規則第270号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「171,650円」を「172,550円」に、「75,290円」を「77,890円」に、「85,780円」を「86,280円」に、「37,600円」を「38,900円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。